光訪問サポートご利用規約（2015 年 10 月 30 日現在）

株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）が提供する「光訪問サポート」（以下「本サービス」といいます）は、この光訪問サポートご利用規約（以下「本規約」といいます）に従って提供され、本規約は本サービスを利用される全ての方に適用されます。

第1条　用語の定義

本規約で使用する用語の解釈については、次の定義に従うこととします。

⑴ IP 通信網サービス

当社が、IP 通信網サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスをいいます。

⑵ IP 通信網サービス回線契約

当社より IP 通信網サービスの提供を受けるために、IP 通信網サービス契約約款に基づき当社との間で締結する回線契約をいいます。

⑶ IP 通信網設置場所

訪問サポート契約者が当社に届けている IP 通信網サービスの設置場所をいいます。

⑷ 本契約

本規約に基づいて当社と訪問サポート契約者との間で締結される、本サービスの利用に係る契約をいいます。

⑸ 訪問サポート契約者

当社との間で本契約を締結した方をいいます。

第 2 条 サービス概要

1. 本サービスは、当社が本サービスの訪問日時に IP 通信網設置場所に訪問のうえ、IP 通信網サービスを利用するために必要なパソコン及び関連機器等の設定作業等を行うサービスです。本サービスの対象となる機器や設定作業等については、別紙 1 に定めるとおりとします。
2. 本サービスの提供は、12 月 29 日から 1 月 3 日までの期間を除く全日の午前 9 時から午後 7 時までとします。
3. 当社は、本サービスを、IP 通信網サービス契約約款に定める営業区域においてのみ提供します。

第 3 条 本契約の成立

1. 本サービスの利用を希望されるお客様（以下「希望者」といいます）は、本規約にご同意いただいたうえで、本サービスの利用を希望する都度、当社が別に定める方法に従い、本契約の申込み手続きを行う必要があります。また、希望者は、本契約の申込み時点において以下に定める申込条件を満たしていただく必要があります。

⑴ 当社との間で、IP 通信網サービス回線契約を自らの名義にて締結していること。

2. 当社は、 前項に基づき希望者からの申込みを受けた場合、当社にて審査のうえ、当社所定の方法により本契約の申込みの諾否を通知します。なお、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、希望者からの本契約の申込みを承諾しない場合があります。

⑴ 希望者が過去に第 14 条に基づき本契約の全部若しくは一部を解除されたことがある場合。

⑵ 前項に基づく本契約の申込内容若しくは届出内容に不足若しくは不備があり、若しくは虚偽の内容が含まれる場合、又はそれらのおそれがある場合。

⑶ 希望者が本規約に違反するおそれがある場合。

⑷ 希望者が、当社が提供するサービスに係る料金、工事に関する費用その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがある場合。

⑸ その他当社が不適当と判断した場合。
3. 本契約は、前項に基づき、当社が希望者からの本契約の申込みを承諾する旨を通知した時点で、本規約の定めに従って成立するものとします。

第 4 条　申込内容の変更及び訪問サポート契約者が行う本契約の解除等
1. 訪問サポート契約者は、第 3 条に基づき当社に申込みした本サービスの訪問日時、本サービスの提供を希望する機器若しくは設定作業等の変更を希望する場合又は本契約の解除を希望する場合については、本サービスの訪問日の前日までに、当社所定の手続きに従って、速やかに当社に通知して頂きます。この場合、訪問サポート契約者は、本サービスの訪問日時、本サービスの内容又は利用料金等が変更になる場合があることにあらかじめ同意するものとします。
2. 前項にもかかわらず訪問サポート契約者が、当社への通知を本サービスの訪問日の当日に行い、本サービスの訪問日時が変更となったとき（本サービスの提供を希望する機器又は設定作業等の変更に伴い訪問日時が変更された場合を含む）又は、当社への通知をすることなく、本サービスの訪問日時に訪問サポート契約者が不在である等の理由により本サービスの提供ができなかったときは、申込内容の変更又はキャンセル費用（以下「変更等費用」といいます）として、別紙 2 に定めるキャンセル料金及び交通費を支払って頂きます。
3. 前二項にもかかわらず、IP 通信網設置場所が島しょ部の場合には、訪問日の 7 日前までに当社への通知を行った場合でも交通費をお支払い頂きます。

第 5 条　債権の譲渡等
1. 訪問サポート契約者（当社が指定する契約者を除きます）は、当社が本サービスのご利用料金（以下「ご利用料金」といいます）及び第 4 条に定める変更等費用の債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます）に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、訪問サポート契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
2. 訪問サポート契約者は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者が訪問サポート契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号等（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
3. 訪問サポート契約者は、当社が第 1 項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第 6 条 ご利用料金等
1. 訪問サポート契約者は、ご利用料金として、別紙 2 に定める基本訪問料金、個別メニュー料金及び交通費（その金額に課税される消費税相当額を含み、以下同じとします）を別途当社が定める支払期日（以下「支払期日」といいます）までにお支払いただく義務を負います。
2. 本サービスの利用に際し発生する通信料は、訪問サポート契約者のご負担となります。

第 7 条 ご利用料金等の請求等
1. 当社又は請求事業者は、ご利用料金及び第 4 条に定める変更等費用を、IP 通信網サービス回線契約の料金と同一の請求書にて訪問サポート契約者に請求します。ただし、訪問サポート契約者が IP 通信網サービス回線契約の料金に

ついてクレジットカードによる支払を選択されている場合は、上記にかかわらず、IP 通信網サービス回線契約の料金と同様に、訪問サポート契約者が指定されたクレジットカード会社から請求されます。
2. 訪問サポート契約者は、ご利用料金及び第 4 条に定める変更等費用(第 5 条の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
3. 本規約に別段の定めがある場合を除き、ご利用料金及び第 4 条に定める変更等費用の請求、支払については、IP 通信網サービス回線契約に関する IP 通信網サービス契約約款の定めを準用するものとします。

第 8 条 お客様の情報の取扱いについて
当社は、本サービスに関して取得した訪問サポート契約者の個人情報を、当社が別に定める「お客様の個人情報に関するプライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、当社が本サービスの提供の過程で取得した ID、パスワード及びメールアドレス等の情報については、別に訪問サポート契約者に同意を得たものを除き、本サービス提供終了の時点で直ちに廃棄するものとします。

第 9 条 損害賠償
1. 本サービスに関して当社が訪問サポート契約者に対して損害賠償責任を負う場合、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害(別紙 2 に定める基本訪問料金を上限とします)に限るものとし、当社は、如何なる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任は負わないものとします。
2. 前項の規定は、当社の故意又は重過失による場合は適用しないものとします。

第 10 条 本サービスの提供条件
当社は、契約者が以下の各号に定める条件を全てみたす場合にのみ、本サービスを提供します。
⑴ パソコン・関連機器等が、IP 通信網サービスに接続又は関連して利用されること。
⑵ IP 通信網サービスが、提供開始されていること。
⑶ 当社が訪問サポート契約者を訪問した際に訪問サポート契約者又は訪問サポート契約者が指定した者が IP 通信網設置場所まで案内し、設定作業等に立ち会うこと。
⑷ インターネット接続サービス事業者との間でプロバイダ契約がされており、インターネット接続サービスが利用可能な状態(訪問サポート契約者が設定をすることで利用できる状態になることを含みます)となっていること。
⑸ 設定作業等を実施する場所にパソコン・関連機器等が用意されており、設定作業等に必要な ID やパスワード等の設定情報、ドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア及び操作説明書又は取扱説明書等が用意されていること。
⑹ パソコン・関連機器等に重要な情報がある場合、当社が求めたときに訪問サポート契約者の責任においてそれらの情報の複製を実施すること。
⑺ パソコン・関連機器等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前に、訪問サポート契約者の責任においてそれらの情報の防護措置又は消去を実施すること。
⑻ 当社が求めたときに ID やパスワード等の入力をすること。
⑼ 訪問サポート契約者が、パソコン・関連機器等の正規のライセンス及びプロダクト ID を保有していることを保証すること。
⑽ 本サービスの提供に必要な当社又は他の事業者が提供するドライバソフトウェア若しくはアプリケーションソフトウ

ェア等のソフトウェアライセンスに同意し、パソコン・関連機器等へのインストールを承諾すること。
⑾ 本サービスの提供の際に、訪問サポート契約者が、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜(電話又は通信回線等の使用を含みます)を、当社に対して無償で提供すること。

第 11 条　除外事項

1. 当社は、訪問サポート契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。
⑴ 第 10 条のいずれかの条件をみたさない場合。
⑵ 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の補助となる作業を当社に要求する場合。
⑶ その他、訪問サポート契約者の責により本サービスの提供が困難となる場合。
2. 訪問サポート契約者は、前項の規定により当社が本サービスの提供を行わない場合についても、ご利用料金の支払いを要します。

第 12 条　当社の責任

1. 当社は、本サービスの提供をもって、インターネットへの接続、メールの送受信、パソコン・関連機器の利用、ウイルスの完全な発見及びその駆除、ソフトウェア(ドライバソフトウェア及びファームウェア等を含みます)の完全なインストール、アップグレード、アンインストール並びに訪問サポート契約者のデータの完全なバックアップ及びその移行その他の IP 通信網サービスを利用するために必要なパソコン及び関連機器の設定作業等の完全性を保証するものではなく、訪問サポート契約者の特定の使用目的への適合性、使用結果の完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性等について何ら保証するものではありません。
2. 当社は、本サービス提供の完了時に訪問サポート契約者が当初所定の書面(電子媒体のものを含みます)に押印又は署名(電気的操作による確認作業を含みます)した後は、当社の設定した設定作業等の内容等を保証しません。ただし、本サービスの提供完了後、明らかに当社の責めに帰すべき事由による設定作業等の不備が発覚した場合であって、かつ、本サービスの提供日から起算して 1 ヶ月以内に訪問サポート契約者から当社に通知があった場合に限って無償で対応します。
3. 訪問サポート契約者が、パソコンの改造、パソコンの OS、パソコン若しくは関連機器に搭載されたソフトウェアを改変若しくは編集等している場合は、本サービスのご提供ができない場合があります。
4. 訪問サポート契約者が本サービスの利用により第三者（他の訪問サポート契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、訪問サポート契約者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
5. 本規約に基づく本契約の終了（本契約の解除を含む）など、本規約の定めに従った当社の行為により訪問サポート契約者が損害を被った場合であっても、当該損害について当社は一切の責任を負いません。
6. サイバーテロ、自然災害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます）。

第 13 条 禁止事項

訪問サポート契約者は本サービスに関して次の各号に定める行為を行わないものとします。
⑴ 訪問サポート契約者が自ら所有し、かつ利用しているパソコン・関連機器以外の機器（転売目的で所有している機器を含みます）について本サービスを利用する行為又は営利目的で本サービスを利用する行為。

⑵ 当社若しくは他の訪問サポート契約者その他の第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
⑶ 当社若しくは他の訪問サポート契約者その他の第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
⑷ 当社又は他の訪問サポート契約者その他の第三者を差別若しくは誹謗中傷し又はその名誉若しくは信用をき損する行為。
⑸ 詐欺等の犯罪に結びつく行為若しくは結びつくおそれのある行為、又はこれらを誘発する行為。
⑹ 第三者になりすまして、本サービスを利用する行為。
⑺ 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
⑻ 本サービスの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為。
⑼ その他法令又は公序良俗に反する行為。
⑽ その他当社が不適切と判断した行為。

第 14 条 当社が行う本契約の解除
1. 当社は、訪問サポート契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
⑴ 本規約の規定に違反した場合。
⑵ 第 3 条第 2 号各号に該当することが判明した場合。
⑶ その他当社が合理的に必要と認める場合。
2. 当社は、前項の規定に基づき本契約の全部又は一部を解除する場合には、当社が別に定める方法により予め訪問サポート契約者にその旨を通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 15 条 本契約の終了
1. 本契約は、本サービス提供の完了時(第 11 条に基づき本サービスの提供を行わなかった場合を含みます)に訪問サポート契約者が当社所定の書面(電子媒体のものを含みます)に押印又は署名(電気的操作による確認作業を含みます)し、訪問サポート契約者が第 7 条に基づきご利用料金等の支払いを完了した時点で、終了するものとします。
2. 前項に定める他、次のいずれかに該当する場合、本契約は自動的に解約となります。
⑴ IP 通信網サービス回線契約が終了した場合。

第 16 条 通知
1. 当社は、本契約に関する訪問サポート契約者への通知を、IP 通信網サービス回線契約に関して訪問サポート契約者が当社に届出ている氏名、名称、住所若しくは居所、請求書の送付先又は IP 通信網設置場所(以下総称して「届出連絡先」といいます)への郵送等の通知、その他当社が適当と判断した方法により行うものとします。
2. 当社から訪問サポート契約者への通知は、当社が特に指定する場合を除いて、当社が前項に定める通知を発した日になされたものとみなします。
3. 当社は、当社が別に定める本サービスに関する web ページにその内容を掲載することをもって、本契約に関する訪問サポート契約者への通知に代えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を当該 web ページ上に掲載した日をもって当該通知が訪問サポート契約者に対してなされたものとみなします。

第 17 条 届出事項の変更
1. 訪問サポート契約者は、届出連絡先に変更が生じた場合、当社が別に定める方法により、その旨を速やかに当社

に届出るものとします。なお、それらに変更があったにもかかわらず、当社に変更の届出がないときは、届出連絡先への通知をもって、前条の通知を行ったものとみなします。
2. 前項の届出があったときは、訪問サポート契約者は、当社に対し、当該届出内容に係る変更の事実を証明する書類を提出していただく場合があります。

第 18 条 本規約の内容の変更
当社は、当社が適当と判断する方法により予め訪問サポート契約者にその旨を周知又は通知することにより、本規約(本規約に基づき当社が別に定める条件等を含みます)の内容を変更できるものとします。この場合、当社所定の効力発生日をもって、変更後の本規約が適用されます。

第 19 条 譲渡等の禁止
訪問サポート契約者は、本契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負担する義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできないものとします。

第 20 条 残存条項
本契約が終了した後も、第 4 条第 2 項、第 5 条乃至第 9 条、第 11 条第 2 項、第 12 条及び第 20 条乃至第 22 条の定めは、なお効力を有するものとします。

第 21 条 準拠法
本契約に関する準拠法は日本法とします。

第 22 条 紛争の解決
訪問サポート契約者と当社との間で本サービス又は本契約に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【別紙 1】本サービスの内容及びサービス対象機器等

メニュー	サービス内容
インターネット接続設定＊	ドコモ光接続ツールのインストール、プロバイダ接続設定、ホームページ閲覧のためのブラウザ設定、メール送受信のためのメールソフト設定、ルータを介したプロバイダ接続設定、ルータを介したフレッツスクウェア接続設定 ＊設定対象ブラウザ：[Windows]Internet Explorer6.0 以上、Opera9.X、Firefox2.x、3.x、[Mac]Safari 等 設定対象メールソフト：[Windows]Outlook Express6.0 以上、Windows Mail、Windows LiveMail2008、Outlook（2000/2002/2003/2007）、Becky!Internet Mail ver.2.0、[Mac]Mail 等
ルータの設定/接続	開梱、設置、プロバイダ接続設定、サイトアクセス制限、パケットフィルタリング等の詳細設定※VPN の設定は含まれません。
IP 電話の設定	IP 電話設定（IP 電話用 ID・PW 登録）
無線設定 アクセスポイント側	ルータに無線 LAN カードを接続、ルータの無線設定（SSID、暗号化）、無線 LAN アクセスポイント設定
無線設定 クライアント側	無線 LAN クライアント設定 【対象機器】無線 LAN 内蔵 PC、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機、プリンタ等
LAN 設定 HUB の設置	HUB の開梱、設置
LAN 設定 PLC の設定	PLC の開梱、設置、設定 【対象機器】PLC 機器、無線 LAN 型配線機器
パソコンの初期設定	パソコンの開梱、設置、OS 初期設定 ※サービス対象機器等及び設定作業等に必要なソフトウェア等が、日本国内において市販又は配布されたものであり、且つそのマニュアル及びソフトウェア等が日本語により記述されたものである場合に限ります。 ※TV チューナーの設定は含まれません。
パソコンの LAN ボードの設定	LAN ボードの搭載、ドライバのインストール
パソコンの LAN カードなどの設定	有線・無線 LAN カード、USB 無線機器、イーサネットコンバータ等の接続、設定、ドライバのインストール
パソコンその他アプリケーションの各種設定	追加メールアカウントの申込・設定、OS ユーザアカウントの追加、アプリケーションソフトウェアのインストール、またはアンインストール、インターネット上の動画や写真共有サイト設定 ※詳細設定が伴うソフトウェアは対象外です。
プリンタの設定/接続	開梱、設置、パソコンとの接続、ドライバのインストール、初期設定、必要なソフトのインストール、Wi-Fi 設定、FAX 機能の設定【時刻設定、表示設定、短縮ダイヤル（10 件まで）】 ※プロッタ、ドットインパクトプリンタ、業務用プリンタの設定は含まれません。
WEB カメラとヘッドセットの設定/接続	開梱、設置、パソコンとの接続、ドライバのインストール、初期設定、必要なソフトのインストール ※ネットワークカメラの設定は含まれません。

デジタルフォトパネル製品の設定/接続	開梱、設置、ケーブル接続、初期設定(言語設定、無線設定、自国設定、メール設定)、動作確認(IP アドレス表示、写真付メールの受信と表示)
セットトップボックスの設定/接続	開梱、設置、ケーブル接続(セットトップボックスに同梱されているものに限ります。TV 等の移動は対象外です。) セットトップボックス設定
ゲーム機の設定/接続	開梱、設置、ケーブル接続、設定、Wi-Fi 設定 ※ファームのアップデートは含みません。
周辺機器その他の設定/接続	開梱、設置、パソコンとの接続、ドライバのインストール、初期設定、必要なソフトのインストール取扱い説明書に記載されている機能設定、ケーブル接続、メーカ固有のリンク設定
ウイルス対策ソフトインストール	各ソフトウェアの要求スペックとお客さま環境の確認、ウイルス対策製品設定(インストール、設定、定義ファイル更新)、ブラウザ・メールソフトの動作確認 ※ダウンロード販売型の場合は、事前に購入しておいていただく必要があります。
ウイルス対策 スキャンおよびウイルス駆除	インストール済みウイルス対策ソフトを利用したウイルスチェック及びウイルス駆除
ウイルス対策のご説明	ウイルス対策方法、インストールされたウイルス対策ソフトの利用方法の説明
OS アップグレード	パソコンの OS アップグレード、初期設定
OS リカバリ	パソコンを初期出荷状態にリカバリ、初期設定
OS アップデート	パソコンの OS アップデート(サービスパック、重要な更新等)
OS ドライバ・ファームのアップデート	周辺機器のドライバやファームウェアのアップデート
データバックアップ	パソコン内蔵・外付けドライブ、NAS 等にあるデータのバックアップ、ビデオレコーダの HDD 等にある映像のバックアップ 【バックアップメディア】お客さまで用意した CD、DVD やブルーレイ等の光ディスク
データ移行	上記データバックアップ、バックアップしたデータをパソコン内蔵・外付けドライブ、NAS 等に移行
データコピー	パソコン内蔵・外付けドライブ、NAS 等にあるデータをネットワークや USB ケーブルを介してパソコン内蔵・外付けドライブ、NAS 等にコピー 【コピー対象のメディア】SD カード、メモリースティック、スマートメディア、xD カード、コンパクトフラッシュ、USB メモリ、機器内蔵メモリ、パソコン内蔵・外付けドライブ、NAS 等
操作説明	インターネット(ブラウザ)、メール、パソコン等の使い方の説明
WEB での申込みサポート	フレッツ網への接続設定、「フレッツ光メンバーズクラブ」申込支援、フレッツ光メンバーズクラブホームページへのログイン支援 ※お客様情報入力にあたっては、お客様に入力いただきます。

＊契約者の利用するインターネット接続サービス事業者が提供するインターネット接続サービスメニュー、本契約に係るドコモ光サービスの契約者回線の品目又は細目及び契約者のパソコン利用環境等によっては、メニューに規定するサービス内容のうち、設定作業が行えないものが生じる場合があります。

(注 1)上記のメニューはその一部であって上記以外のメニューについては、当社が別に定めるところによります。

（注 2）設定作業等の条件については別に定めるところによります。

【別紙 2】本サービスの料金

1.基本料金

項目	対象・単位	価格
基本訪問料金	1 回の訪問ごとに課金します。 ※1 回の訪問において端末（PC、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機を指し、以下別紙 2 において同じとします）6 台以上の設定等を希望される場合については、当社が別に定めるところによります。	税抜 6,000 円
キャンセル料金		税抜 6,000 円
交通費	本規約第 2 条第 3 項に定める本サービスの提供区域内であって離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄本島を離れる島）において本サービスの提供を行う場合に課金する場合があります。	実費

2.個別メニュー料金

メニュー	課金単位	提供価格
インターネット接続設定	PC1 台（ルータ接続型の場合はルータ 1 台を含む）ごとに	税抜 3,000 円
	パソコン 1 台追加	税抜 3,000 円
ルータの設定/接続	ルータ 1 台ごとに	税抜 3,500 円
IP 電話の設定	ルータ 1 台ごとに	税抜 1,500 円
無線設定　アクセスポイント側	無線 LAN アクセスポイント 1 台ごとに	税抜 2,500 円
無線設定　クライアント側	端末 1 台ごとに	税抜 2,000 円
LAN 設定　HUB の設置	HUB1台ごとに	税抜 2,500 円
LAN 設定　PLC の設定	PLC2 台セット	税抜 2,500 円
パソコンの初期設定	パソコン 1 台ごとに	税抜 2,500 円
パソコンの LAN ボードの設定	LAN ボード 1 台ごとに	税抜 2,500 円
パソコンの LAN カードなどの設定	LAN カード 1 台ごとに	税抜 2,000 円
パソコン　その他アプリケーションの各種設定	1 アカウント、アプリケーション 1 つ	税抜 3,000 円
プリンタの設定/接続	プリンタ 1 台ごとに	税抜 4,000 円
WEB カメラとヘッドセットの設定/接続	WEB カメラ＆ヘッドセット 1 台ごとに	税抜 3,500 円
デジタルフォトパネル製品の設定/接続	デジタルフォトパネル製品 1 台ごとに	税抜 5,000 円

セットトップボックス（有線）の設定/接続	セットトップボックス 1 台ごとに	税抜 5,000 円
セットトップボックス（無線）の設定/接続	セットトップボックス 1 台ごとに	税抜 7,000 円
ゲーム機の設定/接続	ゲーム機 1 台ごとに	税抜 3,500 円
周辺機器その他の設定/接続	周辺機器 1 台ごとに	税抜 3,500 円
ウイルス対策ソフトインストール	1 インストールごとに	税抜 7,000 円
ウイルス対策 スキャンおよびウイルス駆除	1 スキャン・駆除ごとに	税抜 9,500 円
ウイルス対策のご説明	30 分ごとに	税抜 2,500 円
OS アップグレード	パソコン 1 台ごとに	税抜 14,000 円
OS リカバリー	パソコン 1 台ごとに	税抜 10,500 円
OS アップデート	パソコン 1 台ごとに	税抜 7,000 円
OS ドライバ・ファームのアップデート	対象機器 1 台ごとに	税抜 3,500 円
データバックアップ	1 アカウント 4.7GB ごとに	税抜 10,500 円
データ移行	1 アカウント 4.7GB ごとに	税抜 12,000 円
データコピー	4GB ごとに	税抜 2,000 円
操作説明	30 分ごとに	税抜 3,500 円
WEB での申込みサポート	1 サービスごとに	税抜 2,000 円
故障トラブル診断	1 トラブルごとに	税抜 4,000 円

3.割引の適用

訪問サポート契約者が、第 7 条に基づくご利用料金の請求時点において IP 通信網サービス回線契約について当社が光リモートサポートご利用規約に基づき提供する光リモートサポートの契約をしている場合は、1 の本契約につき、ご利用料金の合計額（税抜）から 2,000 円（税抜）を減額して適用します。

なお、キャンセル料金は割引対象外です。